

知立市猫撃退器貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫撃退器の貸付について、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 猫撃退器の貸付を受けることができる者は、猫が居住地に侵入することによる被害を受けている者で、当該被害を軽減しようとする目的をもった者とする。

(貸付期間)

第3条 猫撃退器の貸付期間は、貸付の許可を受けた日から1か月以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸付台数及び使用場所)

第4条 猫撃退器の貸付を受けることができる台数は、1世帯当たり1台とし、その使用場所は、貸付の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の居住地とする。

(貸付の申請)

第5条 猫撃退器の貸付を受けようとする者は、猫撃退器貸付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(貸付の許可)

第6条 市長は、第5条の申請があった場合は、その内容を精査し、適当と認めたときは、猫撃退器の貸付を行う。

(貸付料)

第7条 猫撃退器の貸付に係る費用は、無料とする。ただし、猫撃退器の使用に必要な電池等に係る費用に関しては、利用者の自己負担とする。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 猫撃退器を貸付の許可に係る目的以外に使用しないこと。
- (2) 猫撃退器の貸付を受ける権利を譲渡し、又は猫撃退器を転貸しないこと。
- (3) 猫撃退器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (4) 猫撃退器を使用した後は、清掃すること。
- (5) 貸付期間を厳守すること。
- (6) その他市長が指示した事項

(損害賠償)

第9条 利用者の責めに帰すべき理由によって猫撃退機を滅失し、又はき損したときは、利用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 猫撃退器の使用により、利用者が被った被害及び利用者が第三者に与えた損害に関しては、利用者がその責任を負うものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

猫撃退器貸付申請書

年 月 日

知 立 市 長 様

住 所
氏 名
電話番号

野良猫による糞尿被害をうけているため、下記のとおり貸付条件に同意し、貸付を申請します。

記

【貸付条件】

- ☐猫撃退器を貸付の許可に係る目的以外に使用しないこと。
- ☐猫撃退器の貸付を受ける権利を譲渡し、又は猫撃退器を転貸しないこと。
- ☐猫撃退器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- ☐猫撃退器を使用した後は、清掃すること。
- ☐猫撃退器を滅失し、き損したときは、利用者においてその損害を賠償すること。
- ☐貸付期間中に発生した一切の事故の責任を負うこと。

貸 付 日 時	年 月 日 ()
返 却 日 時	年 月 日 ()

備 品 の 名 称	機種番号
猫撃退器	

返 却 日	年 月 日	返 却 者	
		確 認 者	